

議案第78号

武藏野市ひとり親家庭等の住宅費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月6日

提出者 武藏野市長 松下玲子

武藏野市ひとり親家庭等の住宅費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

武藏野市ひとり親家庭等の住宅費の助成に関する条例（平成3年3月武藏野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(所得の制限) <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌年の<u>4月1日</u>から1年間は対象者としない。 (1)及び(2) (略) 2及び3 (略)</p>	(所得の制限) <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌年の<u>規則で定める日</u>から1年間は対象者としない。 (1)及び(2) (略) 2及び3 (略)</p>	字句の改正
(受給資格の認定) <p>第5条 助成を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならぬ。</p>	(受給資格の認定) <p>第5条 助成を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格<u>及び助成金の額</u>の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。</p>	字句の追加
<u>(申請の手続)</u> <p><u>第8条 第5条の規定により、認定を受けた者が助成金の支給を受けようとするときは、助成申請書を市長に提出しなければならない。</u></p>	<u>第8条 削除</u>	条の改正

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

現況の届出方法の見直しに伴い、所得の制限に係る対象期間の開始の日を改めるほか、所要の改正をするものである。